

平成29年4月3日

原子力規制委員会 殿

川内原子力規制事務所
統括原子力保安検査官 川ノ上 浩文

平成29年度保安検査実施方針について

九州電力株式会社川内原子力発電所に対する平成29年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

① 新規制基準を踏まえた検査

新規制基準を踏まえた重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対策が保安活動に適切に反映、実施されていることを確認する。

② マネジメントレビューに係る検査

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていることを確認する。

③ 予防処置に係る検査

他の原子力施設において、原子炉施設の点検長期計画未策定による点検漏れ、調達管理の不備によるクレーンジブの倒壊、中央制御室空調換気系ダクト腐食等の不適合事象が平成28年度に確認された。このような類似事象の発生を繰り返さないように、他の原子力施設等において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が健全に機能していることを確認する。

④ 教育訓練に係る検査

発電所組織として、火災発生時、内部溢水時及びその他自然災害発生時等の対策を行う要員に対して力量の維持向上を図るための教育訓練を計画的に実施することが重要

であることから、教育訓練計画に基づき、全所員を対象とした教育訓練を年度内に実施するとともに、改善事項を抽出し、次年度の教育訓練に反映していることを確認する。

2. 追加検査で実施する内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月下旬
- (2) 第2四半期：8月下旬
- (3) 第3四半期：12月上旬
- (4) 第4四半期：2月下旬